

## 岐阜県青少年健全育成条例第 17 条第 1 項の規定による有害刃物等の指定

岐阜県青少年健全育成条例（昭和 35 年岐阜県条例第 37 号）第 17 条第 1 項の規定により、次のものを有害刃物等として指定した。

### 1 品名及び構造

品名	構造
クロスボウ	銃型の弓で、銃同様に引き金を引くことで矢を発射させることができるものであって、当該クロスボウ用の矢を装填し、発射した場合において、発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギー値が、装填時の矢端から 50cm の距離において、 $0.686 \text{ J/cm}^2$ （ジュール毎平方センチメートル）以上を有するもの

### 2 指定年月日

令和 2 年 8 月 13 日

### 3 指定理由

当該がん具の構造が人体に危害を及ぼすおそれがあり、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。